

原子力施設等におけるトピックス  
(令和3年7月19日～7月25日)

令和3年7月28日  
原子力規制庁

○令和3年7月19日～7月25日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
7月19日	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	核燃料物質等の管理区域外漏えいについて	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和3年7月19日～7月25日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス 該当なし

<その他> 該当なし

(別紙)

別紙 東京電力ホールディングス株式会社からの報告の概要

令和3年7月19日

## 東京電力ホールディングス(株)から福島第一原子力発電所 における核燃料物質等の管理区域外漏えいについて 報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（19日）、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、福島第一原子力発電所における核燃料物質等の管理区域外での漏えいについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

### 記

#### 1. 東京電力からの報告内容

本日（19日）、東京電力から、福島第一原子力発電所において、一時保管エリアに設置されたタンク内の放射性物質を含む水が、管理区域外へ流出した可能性が否定できないため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

東京電力から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

#### 2. 原子力規制委員会の対応

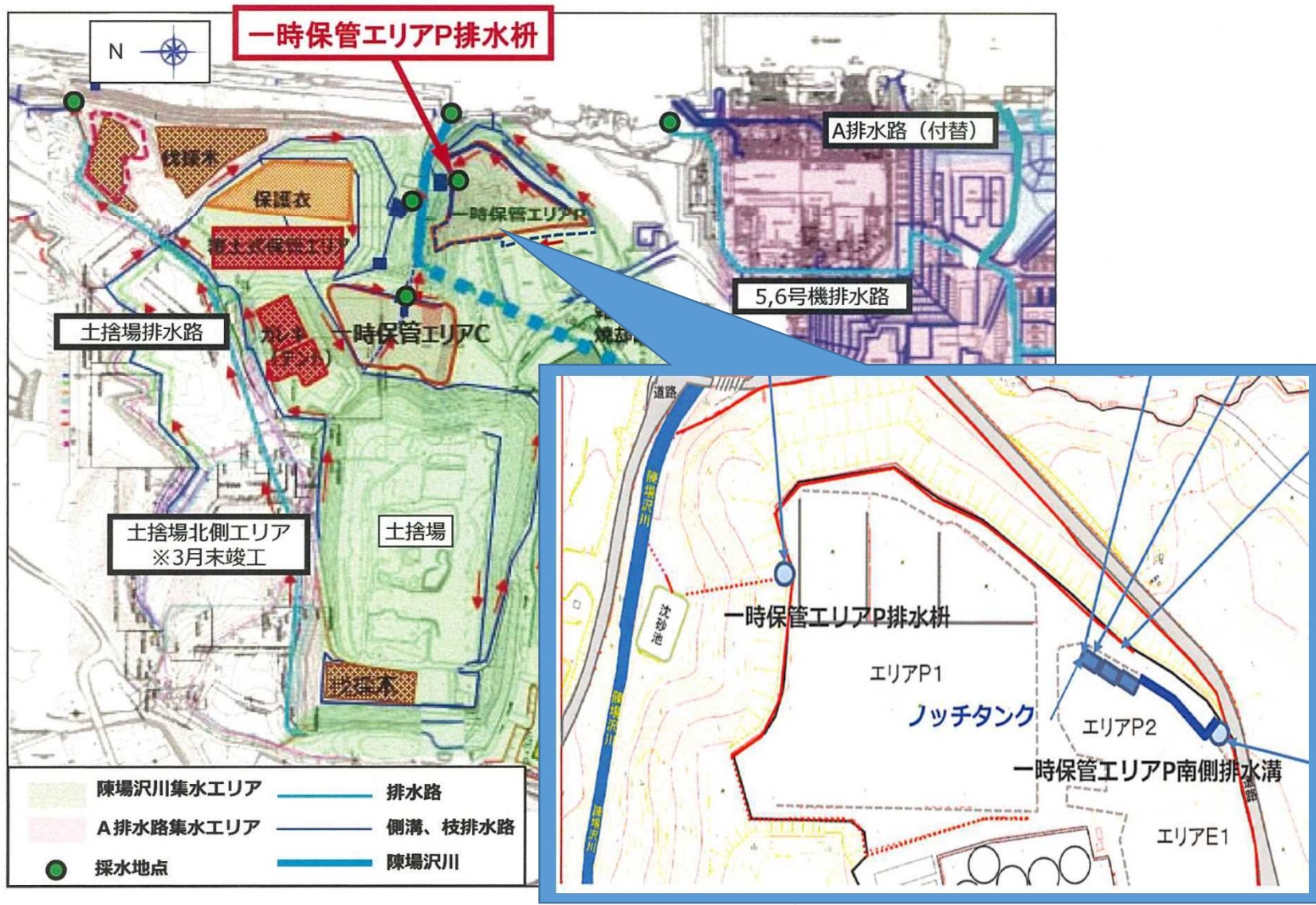
本件について、現地の原子力運転検査官が現場の調査を行っています。

今後、東京電力が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

以上

東京電力からの報告の概要  
(7月19日18時00分までに受けたもの)

- 6月29日、東京電力福島第一原子力発電所の一時保管エリア近傍にある排水柵の放射能(全ベータ値)が、一時的に上昇した(Cs137:21Bq/L、全β:750Bq/L)。調査の結果、当該保管エリアに設置されているタンク(汚染土壌を内包)から放射性物質を含む水があふれ出し、当該排水柵に流れ込んだと判断した。
- 当該排水柵は、海と繋がる河川に直結しており、管理区域外に漏えいした蓋然性が高いことから、本日13:05、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第10号に規定する「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき」に該当すると判断した。
- また、放射性物質を含んだ水があふれた原因は、タンクの天板及びハッチがなんらかの原因でずれたことにより、当該タンクに雨水が入り、その後、溢水したものと思われる。
- なお、当該タンク内の水は、プロセス主建屋に移送するとともに、これ以上、雨水が流入しないよう当該タンクに養生をしている。
- 当該河川近傍の海水の放射能濃度は、通常の変動範囲内であることから、環境への影響はないと評価している。



(東京電力ホールディングス株式会社HP掲載資料より加工)



図1 敷地全体図

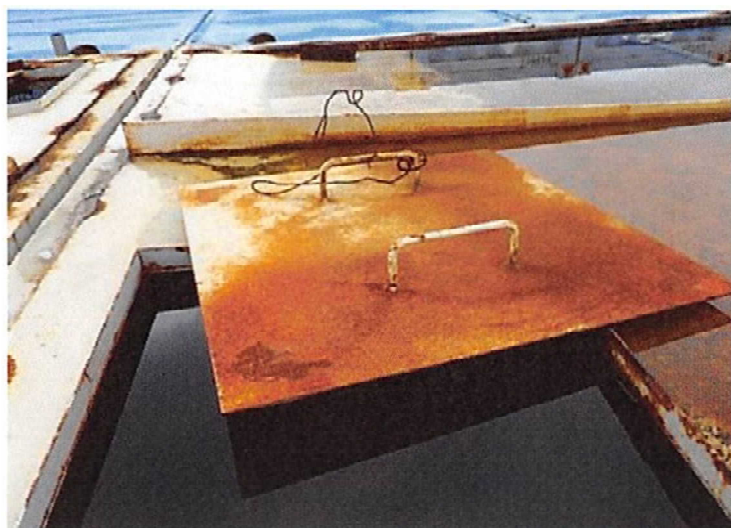


図3 タンクのハッチ

図2 タンク内の水の状況



(移送前)

(移送後)



図4 タンクの養生後

(東京電力ホールディングス株式会社HP掲載資料より加工)

## 福島第一原子力発電所 一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇について（続報 7）

2021年07月19日

2021年7月19日  
東京電力ホールディングス株式会社

7月5日にお知らせしております、一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇について、その後の状況をお知らせします。

周辺の状況を調査したところ、以下のことを確認しました。

- ・汚染土壌が保管されている2基のノッチタンクの天板およびハッチがずれていたことにより、ノッチタンクに雨水が入り、その雨水に汚染土壌から放射性物質が溶け出したこと
- ・降雨が続いたことで、ノッチタンクが満水となり、ノッチタンクから放射性物質（ストロンチウム等）を含んだ雨水があふれたこと
- ・一時保管エリアP排水枡を分析した結果、天然核種でないストロンチウムおよびイットリウムが存在していたこと

このことから、ノッチタンクからあふれた雨水の一部が、一時保管エリアP排水枡へ流入したと判断しました。

さらにその一部が、沈砂池を経由して、陳場沢川に流れだした可能性は否定できないと考えています。

よって、本日（7月19日）午後1時5分、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第10号「核燃料物質等が管理区域外で漏れいしたとき。」に該当すると判断しました。

なお、当該ノッチタンク内の雨水については、プロセス主建屋に移送し、ノッチタンクの養生を実施しております。

陳場沢川近傍の海水の放射能濃度は、通常の変動範囲内であることから、環境への影響はないものと評価しております。

引き続き、当該エリア周辺のサーベイ等、汚染源の調査を継続し、当該排水枡や排水溝の全ベータ値がセシウム137の値に比べて有意に上昇した原因を調査するとともに、調査結果をふまえ、追加対策を講じてまいります。

以 上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）